氏名(本籍) 大塚 貴史

学 位 の 種 類 博士(言語学)

学 位 記 番 号 博 甲 第 9766 号

学位授与年月日 令和 3 年 3 月 25 日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

審 杳 研 究 科 人文社会科学研究科

学 位 論 文 題 目 現代日本語の広義全称表現に関する研究

教 授 筑波大学 博士 (言語学) 矢澤 真人 主 査 筑波大学 教 授 博士 (言語学) 副 杳 沼田 善子 准教授 博士 (言語学) 副 杳 筑波大学 那須 昭夫 副 杳 筑波大学 准教授 博士 (言語学) 橋本 修

論文の要旨

本論文は、現代日本語における、「全部」「みんな」「すべて」「いつも」や、否定と関わる「全然」など、 広義の「全称」に関わる表現の多様性の内実を明らかにする意味論的研究である。

本論文は以下の全7章からなる。

第1章 序論

第2章 先行研究と本論文の位置付け

第3章 「全否定」と広義全称表現

第4章 「数量」と広義全称表現

第5章 「頻度」と広義全称表現

第6章 「強調」と広義全称表現

第7章 結論

第1章では、本研究の目的と扱う対象についての概観、本研究を進める背景、本研究の基本的意義が簡潔に 整理された形で述べられる。

第2章では全称性にかかわる先行研究を検討し、本研究との関わりを示す。まず、宮城(2016)の、「すっかり」のような様態の副詞が、「すべて」のような「程度量」の副詞と共通の「完全性」という共通性を持つという主張を取り上げ、従来の副詞分類のカテゴリーを超えてさまざまな形式の、広義の全称性を統一的に扱いうる可能性について検討がなされる。次いで、佐藤(2017)が取り上げられ、広義全称表現(佐藤(2017)では「全該当の表現」)には、非該当例を許容するタイプと許容しないタイプとがあるという指摘に賛同を示した上で、従来、全称量化詞としてまとめられていた要素について、意味的なバリエーションを持つことを重視した分析の可能性・重要性が示される。

第3章では「まったく」「全然」を取り上げ、「全否定」における広義全称表現のタイプ分けについて扱われる。先行研究においては、「まったく」「全然」について、前者が「逆だ」「予期に反する」等の述語と共起できるのに対して、「全然」はそれらと共起しにくく、例外(いわゆるルーズトーク)を許容すること等、散発的な事実の指摘しかなされていないことを示した上で、「全く」の意味として「差分が皆無であること」、

「全然」の意味として「(否定的な)程度が極大であること」を設定することで諸現象に対し統一的な解釈が可能になることが主張される。具体的には「全然」が、程度性に注目する意味を持つと考えることにより、程度性を含意しにくい「逆だ」「予期に反する」等の述語との共起が阻止されること、「全く」が差分が皆無であることに注目するのに対し、「全然」はそうでないもの・事態のわずかな存在を許容することが示され、これらが統一的に説明できることを多様な例を援用しながら明らかにしている。

第4章では、先行研究で全称量化詞と呼ばれる「全部」「全員」「みんな(みな)」「すべて」の意味的共通点や相違点が検討される。先行研究では、部分的にこれらの語の共通点が語られることはあったが、相違点については等閑視されるか、断片的に触れられる程度であったが、本論文では、これらの相違点について広範に記述され、相違点の質的解釈が行われている。本論文では、これらが、「問題となる対象の数が、前提となる母集合に含まれる複数の要素の数と等しいことを示す」表現と、「多数の人の集団、ないしモノの集まり自体を指す」表現とに分かれるとし、「全部」「全員」「すべて」が前者、「みんな」が後者に属すると分析している。後者に属する「みんな」は、集団・モノの集まりに注目し、そこに含まれる個々の人・モノに注目するわけではないため、ルーズトークを許容しやすいのだと説明がなされる。また、前者の「全部」と「すべて」について、「全部」が単一個体をも部分からなる集合体とらえて「全部」と表現できるのに対し、「すべて」は一部の有標な例外的構文を除き、そのようなとらえ方ができないという相違点も指摘される。

第5章では、頻度に関わる広義全称表現である「いつも」「常に」の意味論的性質が扱われる。まず、「いつも」「常に」は先行研究の一部でも全称量化詞と扱われており、本論文の検討の対象となること、「いつも」と「常に」の違いについては森田(1989)や佐藤(2017)にいくつかの現象の指摘はあるものの、その違いの由来については十分な考察がないことが示される上で、「いつも」には、「生起時や生起回数を問わず話し手による複数回の認識において事態が反復的に確認されることを表す」と解釈し、「常に」には、「ある事態が変化し得る如何なる条件下にあっても当該事態に変化がないことを表す」と解釈するのが妥当であることが示される。その上で、「いつも」が発話時に近い始まりの時点をあらわす表現と共起しにくいことや、少数の例外を許容することが、このような特徴付けによって自然な形で説明できるとしている。一方の「常に」は、先行研究においてはしばしば「恒常性」という特徴付けがなされてきたが、これでは典型的な属性叙述コピュラ文が「常に」と共起しにくいことが説明できないとし、本論文の特徴付けの方が精度が高いと主張している。

第6章では「決して」を取り上げ、全否定をあらわす、否定を強調する等と言われる「決して」が見せる各種の振る舞いがどのようなメカニズムで生じるのかが明らかにされる。まず、「決して」に関する先行研究を整理し、先行研究による「決して」に関する記述が断片的で統一性に欠けること、特に「部分否定」の用法、「強調」の用法が生じるメカニズムが不明であることを指摘した上で、「決して」は、「「p ならば q」という裏にある条件的関係が成立せず、非一回的に non-q であること」を表すという解釈が示される。「決して」には、「部分否定」の用法もあるが、これは、形容詞文を典型とするような「基準が可動的な文」において、話し手以外の基準によっては q が成立する余地が残ることを表していると捉え直せば、先の解釈と矛盾なく説明できるとする。また、「強調」の用法についても、p に当たる部分が不定であり、「何があっても」というような語用論的含意が生じていると捉え直すことにより、「決して」の統一的解釈が可能になると主張する。第7章では本論の考察がまとめられ、残された課題と研究の展望が示される。

審査の要旨

1 批評

本論文が扱う全称表現については、大きくは2つの研究の流れがある。一つは論理学・形式意味論におけ

る全称量化詞研究の流れであり、もう一つは日本語学・言語学における程度・量副詞研究の流れであるが、 前者には語形として複数のバリエーションを持つ当該表現に対して等し並みの扱いを与えすぎるという問 題点があり、後者には複数のバリエーションに対する個別の記述はそれなりに行うが、記述の仕方が断片的 であり、複数の現象を統一的・体系的に捉えるという観点が希薄であるという問題点があった。本論文は多 様な全称表現の複雑な振る舞いを詳細・明晰に捉えることで前者の問題点を改善し、全称表現の複数の振る 舞いの中で共通点と相違点を明らかにするという形で後者の問題点を改善・解決するという、学史的に見て 優れた研究である。

研究の手法としての優れた点としては、広範な言語現象の掘り起こしと、共通点・相違点の発見の巧みさが挙げられる。前者については、先行研究の挙げる断片的な現象の指摘を手掛かりに、より広範かつ詳細に関連現象を見いだして検討し、より深い考察につなげている。特に述語の極限点に関する「まったく」「全然」についての現象記述や、「すべて」に関する例外現象の発見などが優れた成果である。ありうる仮説を多様に設定するという研究者の素質とともに、試行の回数を増やすという根気・努力の賜物であろうと思われる。後者については、副詞「決して」が持つとされていた複数の用法が一つの「条件的前提を裏に持つ否定」という特性から統一的に説明されるという発見は見事であり、また、非該当例を許容する全称表現においても、それぞれの性質が完全に同様でなく、「全然」「みんな」「いつも」に個別の特徴を付与する必要があることを示した点も優れている。言語学上の理論的な立場には諸種あるが、どの理論にとっても有用な、価値の高い記述・解釈上の知見を多く含んでいる研究であると言える。

一方で、理論的にさらに踏み込めば明らかになった可能性がある点も見られる。特に、例外を許容するタイプの全称表現について、認知意味論上のスキャニングという概念で統一的な説明がどこまで可能であるかについては、本論文でも若干の言及があるが、より徹底的に追求することにより新たな展開が期待できる。また、本研究の成果が、「ひとつも」等、複合的な語構成を持つ広義全称表現に対してどのような意味を持つかについても、もう少し言及できる可能性はあったと思われる。

しかし上記の問題点は、本論文の慎重な研究態度や、本論文の今後の展開の豊かさを示しているとも言える。現時点におけるいくつかのハードルを解決し、より深い解明に発展する可能性の高い研究であり、学界にとって非常に有益な成果を挙げた研究であるということができる。

2 最終試験

令和3年1月21日、人文社会科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論 文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で 合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士(言語学)の学位を受けるに十分な資格を 有するものと認める。